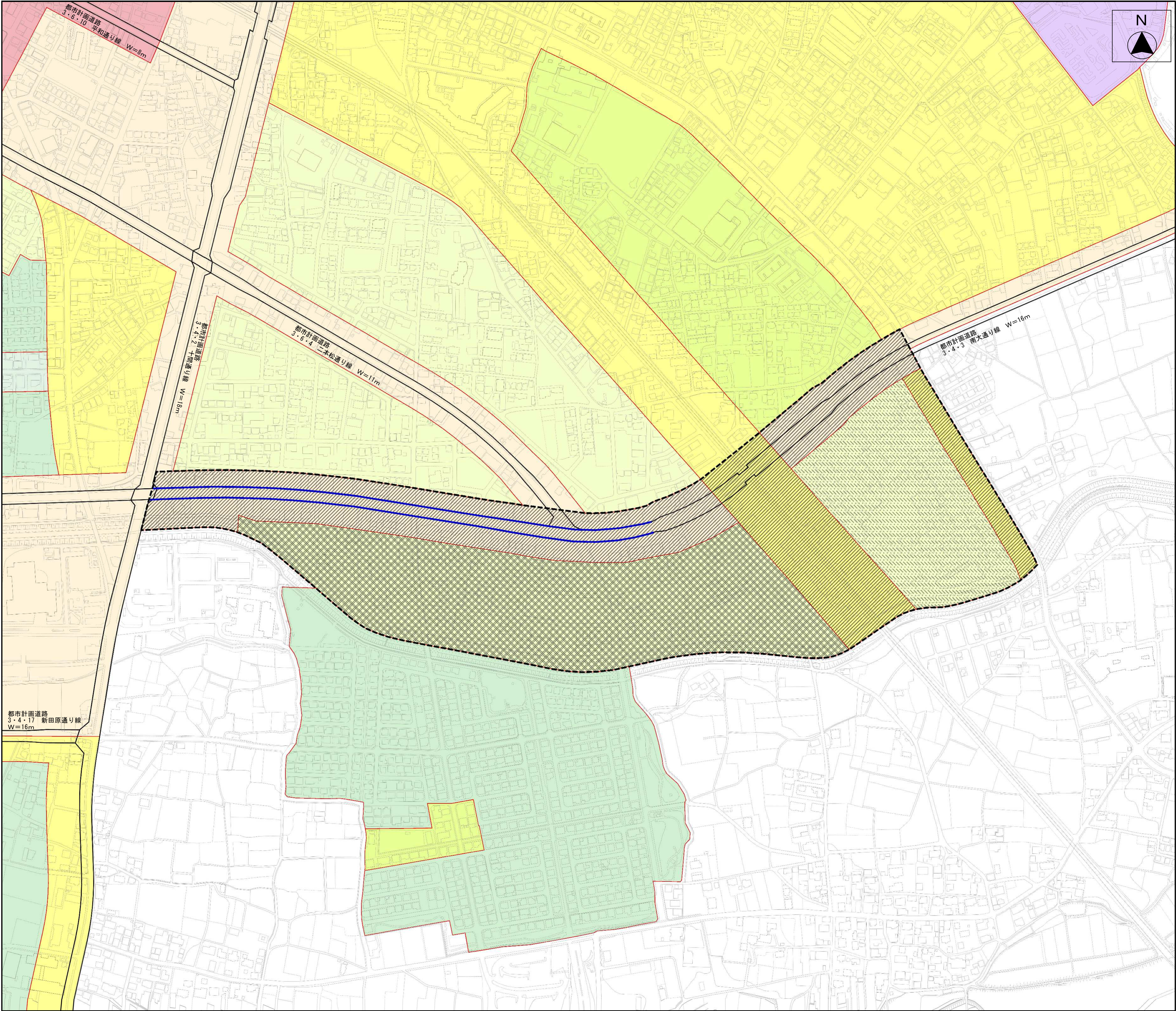




朝日町地区 地区整備計画図

凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
建築物等に関する事項	
建築物等の用途の制限区域	
B 地区 	建築基準法別表第二 (い) 項に掲げる建築物、物品販売業を営む店舗及び飲食店以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。)
C 地区 	建築基準法別表第二 (い) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。)
建築物の敷地面積の最低限度：120㎡	
壁面の位置の制限区域	
	都市計画道路南大通り線沿いの一部(計画図に表示)については、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。
建築物の高さの最高限度	
B 地区 	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない。ただし、隣地境界線から真北方向への水平距離が、4mだけ外側の線上の建築基準法施行令で定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして同施行令で定める基準に適合する建築物については、本規定は適用しない。
C 地区 	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限区域	
外壁等の色彩は地区の環境に調和したものとする。〔刺激的な原色(赤・黄・黒・紫)及び蛍光色を避ける。〕	
B 地区 	埼玉県屋外広告物条例第4条第1項第1号の禁止地域とみなし、同条例第7条で適用を除外されている広告物以外は表示又は設置してはならない。
C 地区 	
垣又はさくの構造の制限区域	
道路境界線に設ける垣・さくの構造(門柱・門扉を除く)は、次の各号に掲げるものとする。 1. 生垣(樹木は後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) 2. 前面道路の路面の中心から高さ1.5m以下の透視可能なフェンスで、基礎部分の高さは、前面道路の路面の中心から高さ90cm以下のもの。	

縮尺 1 : 2500